

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答書

幸田町

陳情項目	所管課	回答
【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。		
1 安心できる介護保障について		
★(1) 介護保険料・利用料について		
① 第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。 保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	福祉課	第6期の介護保険料については、介護給付費準備基金を取り崩し保険料の上昇の抑制に努めました。保険料段階は第5期から11段階にしており、今回国が低所得者層の保険料率の引き下げを行なったことに併せて、本市の低所得者層の保険料率も低く設定しました。第7期についても同様に検討していきます。
② 介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大していきますが、近隣市町の状況も参考にして引き続き検討していきます。
(2) 介護保険利用の際の手続き		
★① 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	福祉課	利用相談につきましては、地域包括支援センターの専門職員が対応します。申請窓口対応につきましても、適切な対応ができるよう職員の資質向上に努めます。
② 「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。	福祉課	明らかに総合事業でのサービスを利用したい方は基本チェックリストをおこない速やかにサービスへつなげられるようにしますが、介護保険給付のサービスを利用する方は、要介護認定を受けていただいています。
(3) 基盤整備について		
★① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	福祉課	平成27年3月に町内3つ目になる特別養護老人施設（100床）が開設しました。県の平成26年4月時点の町の入所待機者が87名であり、一定の待機者の解消に繋がると理解しています。
② 特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。	福祉課	必要に応じて、対応させていただきます。

(4) 総合事業移行にあたって			
★① 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	福祉課	国基準に準じて対応していくますが、卒業後は自助、共助グループを立ち上げられるような支援をしていきたいと考えています。	
② サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。	福祉課	国基準に準じて対応していくます。	
(5) 高齢者福祉施策の充実について			
① 宅老所・街角サロンなど高齢者たまり場事業への助成を実施・拡充してください。	福祉課	社会福祉協議会から「いきいきサロン」へ助成金を実施しておりますので、町としての助成は考えておりません。	
② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。	福祉課	住宅改修、福祉用具については受領委任払いをすでにおこなっています。高額介護サービスについては現行どおりでご理解ください。	
★(6) 障害者控除の認定について			
① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	福祉課	障がい者控除とするか否かは税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従い判断し対象とします。今後も税務当局の基準に従い認定書を発行します。	
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	福祉課	基準日において対象と思われるかたには、申請を省略し、全員に個別に認定書を送付しています。	
2 国保の改善について			
★① 保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。	保健医療課	現在、保険税の引下げは考えていません。国保運営の都道府県化など国県の動向と県下の状況を見極め判断していきます。	
② 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	保健医療課	平成26年度に一般会計繰入金を増額をしました。均等割の対象については、国保運営の都道府県化など国県の動向と県下の状況を見極め総合的に判断していきます。	
★③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	保健医療課	現時点では発行しません。法令や資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極め必要があれば、発行していきます。	

④ 保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。	保険医療課	滞納状況を見極め慎重に対応します。徴収に当たっては加入者との相談等を通じて個々の生活実態を把握し、対応するよう努めています。
⑤ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内がスター、チラシを置くなど周知してください。	保険医療課	一部負担金の減免制度は、現行制度を継続します。周知につきましては、インターネット、広報等に掲載しています。
3 税の徴収、滞納問題への対応等		
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に応じるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	税務課	児童手当等を含め、法令により差押えが禁止されている財産は差押えしません。徴収に当たっては、住民との相談等を通じて個々の生活実態を把握し対応するよう努めています。徴収の猶予及び換価の猶予については、広報・町ホームページ等で周知を図っており、納税相談の中で本人申し出及び必要があると認められる場合は申請を促します。また、滞納処分の停止の適用については、納税者の資産等勘査し適正な停止の適用、分納等で対応していきます。
4 生活保護について		
★① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	福祉課	生活困窮者の相談については町福祉課職員と愛知県生活困窮者相談員が相談を受け、保護基準に該当する場合について西三河福祉相談センターのケースワーカーに繋げています。
★② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うにしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
③ 生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
④ 通院の移送費（通院費）は金額の多少に關係なく、すべて支給してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
5 福祉医療制度について		
★① 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	保険医療課	本町の福祉医療制度については、子ども・精神障害者・後期高齢者福祉医療において、県制度を上回る医療費助成を実施しています。現在のことごろ、制度存続に努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎

★② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。		保険医療課	重に検討していきます。 本町の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しています。現在のところ、制度存続に努め、18歳までの拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。		保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病（入・通院）の医療費助成を実施しています。現在のところ、制度存続に努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
6 子育て支援などについて			
(1) 「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもつて推進してください。			
★① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。	福祉課	学校教育課	貧困状態にある子どもたちの実態を把握するため、愛知県の取り組みとして、平成28年12月に、小学1年及び5年、中学2年を対象に実態調査を実施します。今後、県が実施する貧困調査や近隣町の動向も見ながら、本町の実態を把握し、どのような学習支援があるべきか検討していきたい。
② ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教육職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	福祉課	学校教育課	給付金事業については愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しております、実施済である。日常生活支援事業については未実施であり、近隣町の状況を確認しながら検討していきたい。
★③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1・4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。		学校教育課	現在の基準は、生活保護基準額のおよそ1・5倍以下となっています。年度途中の申請も受け付けており、町外からの転入の受付時などには、制度の周知しています。新入学児童生徒学用品費（入学準備金）については、平成28年度から、希望者に向けて新学期開始前に支給するよう制度改正を行いました。
④ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。		福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが主体となって、生活保護世帯、生活困窮世帯の小学生を対象に学習支援、居場所づくりを実施している。こども食堂等については地域のボランティア活動から始まるものであるが、生活困窮と切り離せないことであるため、西三河福祉相談センターと町にて調整しながら支援対策を講じてください。
★② 小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などをを行い、未納者が生じないようにしてください。		学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。

(3) 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによる保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やすべくください。	こども課	保育の必要性が認められ、公的保育が望まれる児童に対しては、従来どおり、その実施義務を果たすべく、努めています。 認定こども園等による施設型保育事業や事業所内保育事業等との連携を図りつつ、施設形態の違いによる格差がなるべく生じないように努めています。 また、民間の幼保連携型認定こども園が平成29年4月に開園しました。
(4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。	こども課	現行で御理解をお願いします。また、人件費財源の確保のための町独自の補助は考えておりません。
7 障害者・児施策の拡充について		
★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけています。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせてていきます。
② 移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするために、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけています。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせてていきます。
③ 障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけています。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせてていきます。
★④ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	福祉課	法律制度として65歳以上、16疾病のある40歳以上の障がい者は介護保険が優先することとなっていますのでご理解をお願いします。
1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないください。 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になつた場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。	福祉課	

⑤ 日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めています。	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。	福祉課	福祉課
⑥ 相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。	福祉課	福祉課
⑦ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理理解を広めるために福社教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。	福祉課	福祉課
8 予防接種について			
① 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	ロタの任意接種には、H28.8.1から接種助成を（1回：11,500円/回、5回：8,500円/回の自己負担金）行っています。その他の予防接種については、これまでどおり、国の制度や近隣の状況を見て検討していきます。	健康課	健康課
★② 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	現在、自己負担金は2,000円です。ただし、生活保護世帯・町民税非課税世帯に属する方は免除としており、変更の予定はありません。 2回目接種を任意接種事業の対象とするかは今後検討します。	健康課	健康課
【II】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。			
1 国に対する意見書・要望書			
① 国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	現在のところ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視しています。	保険医療課	保険医療課
② マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	現在のところ、要望書の提出は考えていません。国の制度に従い対応していきます。	保険医療課	保険医療課
③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめください。	介護報酬の再改定や、労働者の安定雇用のための待遇改善については国の責任において対応すべき問題と認識を持っています。	福祉課	福祉課

介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。		介護保険への国庫負担金の増額については、町村委会を通じても要望をしているところです。
④ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。	保険医療課	子ども医療費助成制度については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整について、国より平成30年度から未就学までを対象に減額調整措置を行わないと通知が出されたところですので、引き続き国の動向を注視していきます。
⑤ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。	福祉課	現在のところ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き国の動向を注視していきます。
2 愛知県に対する意見書・要望書		
(1) 福祉医療制度について		
① 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	保険医療課	本町の子ども医療費助成制度については、平成20年に中学校卒業まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しております、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
② 障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病(入・通院)の医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	保険医療課	後期高齢者福祉医療費給付制度については、ひとり暮らし非課税者(施設入所者、税被扶養者除く)、戦傷病者手帳所持者(所得制限なし)、精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療受給者証所持者まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	保険医療課	現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き県の動向を注視していきます。